

全国一般神奈川

発行者
全国一般労働組合全国協議会神奈川
横浜市中区翁町1-5-14
新見翁ビル4F
TEL. FAX.
045-319-4391

26春闘 労働者の生活と権利を守るために、インフレを上回る大幅賃上げを！



第31回全国協各県代表会議は、大崎の南部労政会館を会場としてオンライン併用で開催され、会場に約30名 ZOOMで約15名が参加した（神奈川からは24名）。会場に4名、25日に会場に2名の参加）。

1日目、望月書記長が春闘方針提起を行った。情勢について「世界的な右傾化と軍事化」と題した項目に1月3日のアメリカによるベネズエラ侵攻を追加でき、がグリーンランドへの野望は間に合わなかつたとのことで、まさに世界が急速に軍事化している証左であった。日本は

市政権は失策のアベノミクスの継続を打ち出し財政危機、金融危機に陥りつつあ

る。食料自給率の低い日本で

は円安は食料品の高騰を意

味する。日本全体で実質賃金

はマイナスが継続する状況

で、私たち中小・零細企業

非正規の労働者は名目賃金

すら上がりにくく、このまま

では生活はますます苦しく

なる。今春闘は労働者の生活と権利を守るためにインフレを上回る大幅賃上げを実現しなければならない。その他、課題として「ジェンダー差別」と女性労働者の現状「介護政策と現状」「入管体制と排外主義の動き」、「原発回帰と「棄民」政策」を掲げ、以下の3つの分科会を24日開催した。（1）介護労働、（2）移住労働者、（3）最低賃金

1・24～25 第31回 全国協 各県代表者会議で26春闘方針を確認

25日は元JAM副書記長の労働運動アナリスト早川行雄氏の講演があった。世界では産業別組合が主流であるが日本は例外的に企業別組合が主流である。その生成の歴史から、とりわけ連合傘下の御用組合の現在の惨状の要因を分析した。労働組合は自発的結社としての再生が求められるとして、強制加入のユニオンシヨップ協定の問題点を指摘した。全国協は自発的で平等な協力関係に基づいて構成される組織だが現在は傍流組織である。ニューヨークのマ

26春闘、ガンバロー！
(清水)

26春闘春闘学習会で26春闘スタート

26春闘のスタートとなる県共闘春闘学習会が1月30日、全国協の大野委員長を講師に招いて神奈川労働プラザで行われ、30名の仲間が参加した。冒頭の沢口議長の挨拶で、年頭に発生したトランプ政権によるベネズエラ大統領の武力拘束に象徴される、外交努力を放棄した軍事力による国際秩序崩壊が広がっている情勢が指摘され、危機感を共有した。そして呼応するように戦争ができる国からまさに戦争をする国づくりを目指す高市政権の正体も明らかになつていている。高市政権によつて、私達の権利侵害や生活にほかならず、その本性を暴き阻止しなければならない。

一方で私達中小非正規労働

者の権利・生活に目を向ければ、労働分配率が下がり実質賃金が減り続ける日本社会で、生活できる賃金を労働者が取り戻す為の闘いの柱として、全力で春闘に取り組むことが労働組合に問われている。大野委員長から提起された、企業の内部留保や金融所得課税や法人税・累進課税強化を税源とした所得再分配を目指す。手取りを増やすと大企業や大株主の利益至上主義を党はとする自民・維新連立政権の実態をきちんと見極めよう。経済界が目論む労働諸法改正の狙いを明らかにして、私達の権利侵害や生活崩壊に断固闘つてこよう。と

スケジュール	
●2月11日 20時 事務所・LINE	神奈川合同支部会議
●2月12日 19時 事務所	県共闘幹事会
●2月15日 10時 事務所	機関紙発送作業
●2月15日 14時 寿公園	寿労働相談
●2月16日 19時 事務所	第5回担当者会議
●2月20日 18時 事務所	神歎信采サービス会議
●2月21日 13時 南生田	らぼおるの樹会議
●2月22日 10時 事務所	●2月22日 横浜YMC会議
●2月22日 11時 事務所	郵政対策会議
●2月22日 14時 L.プラザ	第5回支部代表者会議
●2月24日 13時 穂積事務所	*春闘学習会 16時
●2月27日 17時 病院	ビステオン法対
●2月27日 19時 病院	多摩川病院折衝
●3月9日 19時 事務所	●3月9日 16時 穂積事務所
●3月10日 16時 穂積事務所	ビステオン法対
●3月10日 19時 事務所	県共闘事務局会議
●3月10日 19時 事務所	第6回執行委員会
●3月11日 20時 事務所・LINE	

●3月19日 13時30分 web
ビステオン第14回期日

●3月19日 13時30分 web
神奈川合同支部会議

テクノウェーブ 不当労再審査申立て 1/28 中労委第一回調査

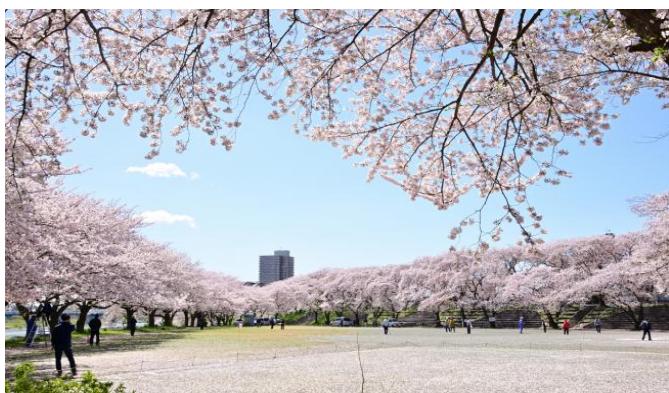
2023年の春闘の団交拒否について神奈川県労委にて不当労働行為と認定されたが、会社に課されたのは謝罪文の交付（ポストノーティス）のみであった。テクノウエーブはすでに営業を停止しており、これでは団結権侵害状態及び集団的労使関係秩序の回復には不十分であったため、金銭賠償を求めて2025年11月4日に中労委に再審査を申し立てを行つている。

1月28日、第一回調査が港区の中央労働委員会にて行われ、県外にもかかわらず、13名の組合員が駆け付けた。被申立人である清算人の鳥居眞理氏は県労委に引き続いき姿を見せるのことなく代理人のみが出席した。被申立人は答弁書にて全面的に争うと主張し、謝罪文の交付は役に立たないと認めて神奈川県労委の命令の取り消しまでも主張している。鳥居眞理氏の団交拒否という違法行為により著しく組合の団結権を侵害されたことは認め定済なのだから、謝罪文が役に立たないと理解しているなら金銭支払による解決しかないではないか！調査後は充分に聞き取りしていただき、特に使用者側に多くの時間を開けていただいた。

第2回調査は3月30日（月）13時30分です。力強く闘つていきますので、引き続きご支援よろしくお願ひします。

（元テクノウエーブ組員）

全国一般神奈川 レクリエーション企画 **春のお花見会のお知らせ**



*今年は開催場所を変え、相模川・中津川・小鮎川が同時に合流する場所にある河川敷でお花見を行います。

日時 2026年3月29日(日) 10:30~15:00位
場所 相模川三川合流地点河川敷(写真)
(小田急線「本厚木」駅 徒歩17分)

会費 無料

※組合で多少の飲物とおつまみ類は用意いたします。現地の会場に行くまでにイオンやOKストア、コンビニがありますので各自でお好きな物をご購入下さい。

※小田急線本厚木駅 東口改札前 10:00に集合!
連絡先:瀧山 携帯 080-1199-0233

全国協各県代 分科会 参加報告

① ▽介護産業は自由市場ではなく規制市場→公的介護サービスの価格（報酬）は政府が決める
公定価格（準市場）→しつかりやつても、手抜きでも報酬は一緒→効率化→低サービス、人権無視につながりやすい。

▽政府の福祉政策と直結→政府の政策に基づいて、公定価格の基礎になる報酬、人員配置基準、その他の規制や対策も厚労省が決定。

▽介護労働者の賃金・労働条件はほぼ同じ水準→大元は政府予算。全産業平均から月額およそ8~10万円低く、「加

▽介護は社会連帯をキーワードにする産業——ケア労働の根幹は、障がい者や高齢者の当事者主権の尊重。連帯して社会福祉の充実を！

大きな課題が山積している介護労働の現状を改めて確認しました。私は、介護の現場は組合が少なく、困った事や嫌な事があつたら相談し解決することなく次の職場を探し、転職してしまった方が多いこともあります。介護関係

算」を言わざるを得ないほど低額（加算は利用者負担）。

者が多く参加できる労働組合がもつとできれば良いと思いました。

② 移住労働者

「移住労働者」が増加し、改めて社会問題となつてゐる。彼らが安心して働く環境を創るのが、労働組合の仕事である。外国人の権利闘争を社会に知らしめる、逆に良いチャンスである。

私が属するのは障がい者支援事業。そこで安易に外国人労働者を入れることを説く有力者が現れ、それに抗する理由が必要と考え参加しました。

各地で闘う組合の多
数のケース報告を聞く
限り、実に「けしから
ん」。その報告の一例。
労働法令で労働条件の
差別的扱いが禁じられ
ているが、外国人が限り
なく最低賃金であるこ
とを裁判で争つたが、外
国人雇用のために企業
は「管理団体」に諸費用
を払つてゐるから不当
ではなく、賃金抑制の口
実を認める」という判
決。では「管理団体」と
は何か?雇用主とは別
に法で定められた団体
で、母国の送り出し団体
から引き継いで、入国後
に本人と実習先を結び、
相談支援等も行う国が

認めた団体である。一部の管理団体は、雇用企業から1人当たり20万円の報酬があるとか、団体が運営する寮（ワンルーム）に一人5万円で10人が詰め込まれたとか、争いになれば企業側に立つと言う報告もある。移住労働者を取り巻く環境は多方面からの課題がある。

分科会では「技能実習制度」「入国管理法」の更なる学習が問われた。我々は机上の議論ではなく、現実に「移住労働者」に何が起きているのかを直視し向き合っている。

（らぼおるの樹 八谷

③ 最低賃金

服部中央副執行委員長が座長となり、春闘の中で最賃を意識した取り組みをする意義が整理された。最賃引き上げは労働者の3～4割が影響を受けるため最大の物価高対策になり、未組織の仲間を組織するチャンスでもある。地域に出て運動しよう。春闘の要求額が、最賃の引き上げ率以下ではキヤリアのある労働者の賃金が最賃に近づいてしまうので、要求額を見直し、働き甲斐のある賃金制度を要求すべきであ

ゼネラルユニオンからはアンケートによりパートタイム労働で仕事を掛け持ちしても労働時間が少なく、現在の最賃では月収26万に8割の労働者が到達していない現状が報告された。